



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第42号 令和3年10月27日発行

目次

は県例規集掲載

【告示】

番号	表題	担当課名
673	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課

徳島県告示第六百七十三号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和三年十月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

- 1 化学名 ー・「ー・（ベンゾ「b」チオフェン・ニ・イル）シクロヘキシル」ピペリジン（通称 Benocyclidine又はBTCP）及びその塩類
- 2 化学名 N、N・ジエチル・ニ・ヒニ・「（四・メトキシフェニル）メチル」・五・ニトロ・ーH・ベンゾ「d」イミダゾール・ー・イル「エタン・ー・アミン（通称 Metonitazene）及びその塩類
- 3 化学名 キノリン・ハ・イル「三・「（四、四・ジフルオロピペリジン・ー・イル（スルフォニル」・四・メチルベンゾアールト（通称 二F・QMPSB）及びその塩類
- 4 化学名 N・（アダマンタン・ー・イル）・ー・（シクロヘキシルメチル）・ーH・インダゾール・三・カルボキサミド（通称 ACHMINACA又はAdamantlyl・CHMINACA）及びその塩類

二 指定の理由

ーに掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和三年十月二十八日